

## 理 由

金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性にかんがみ、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引又は一般顧客のために行う店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者の株主に関する制度の整備、金融先物取引業者に対する自己資本規制の導入その他の規制の適正化等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。